

文 教 委 員 会 記 録 （ 速 報 版 ）

令和 7 年 9 月 5 日開催

付議事件

1 第56号議案 府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○松村祐樹委員長 付議事件 1、第56号議案 府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第56号議案 府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして御説明申し上げます。本案は、児童福祉法の一部が改正され、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が新たに市町村による認可事業として位置づけられたことに伴い、事業の認可を行う上で必要となる基準として、児童福祉法の規定により整備が求められている乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

恐れ入りますが、システムの 2 ページを御覧ください。第 1 章の総則、第 1 条は本条例の制定の趣旨を定めております。第 2 条は、本条例における用語の定義を定めております。

恐れ入りますが、システムの 3 ページを御覧ください。第 3 条は、衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員がサービスを提供し、乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するために最低基準の目的等を定めること、第 2 項は、市が最低基準を向上させるよう努めることを定めております。

第 4 条は、事業者は、最低基準を超えて設備及び運営を向上させなければならないこと、第 2 項は、最低基準を超えて設備を有し、または運営している場合においては、最低基準を理由として設備または運営を低下させてはならないこと、第 3 項は、市長は事業者等に対し、最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう勧告することができることを定めております。

第 5 条は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行うために、乳児等通園支援事業者の一般原則を定めるものでございまして、第 2 項は、保護者等に運営の内容を適切に説明するよう努めること、第 3 項は、事業の質の評価を行い、常に改善を図ること、第 4 項は、定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めること、第 5 項は、事業の実施に必要な設備を設けること、恐れ入りますが、システムの 4 ページを御覧ください。第 6 項は、事業所の構造設備は、利用乳幼児の保健衛生及び危害防止に考慮し、設けることを定めております。

第 6 条は、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、これに対する訓練等に努めること、第 2 項は、避難及び消火に関する訓練は、規則で定める回数以上に行われなければならないことを定めております。

第 7 条は、利用乳幼児の安全確保を図るため、設備の安全点検、安全に関する指導などに関する事項についての安全計画を策定すること、第 2 項は、職員に安全計画を周知し、研修及び訓練を定期的実施すること、第 3 項は、安全計画に基づく取組内容等を保護者に周知すること、第 4 項は必要に応じて計画の変更を行うことを定めております。

第 8 条第 1 項及び 2 項は、事業所外での活動等のために自動車を運行する場合、送迎で自動車を運行する場合において、置き去り防止装置等により所在を確実に把握することを定めております。

恐れ入りますが、5 ページを御覧ください。第 9 条は、職員としての一般的条件とし

て、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意があること、第10条は、職員は自己研鑽に励み、第2項は、事業者が資質向上のために研修の機会を確保しなければならないことを定めております。

第11条は、乳児等通園支援事業所が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の一部を兼ねることができることを定めております。

第12条は、国籍や信条等により差別的な取扱いをしてはならないこと、第13条は、職員は、虐待等、心身に有害な影響を与える行為をしてはならないことを定めております。

恐れ入りますが、6ページを御覧ください。第14条は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生管理または衛生上必要な措置を講じること、第2項は、感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めること、第3項は、必要な医薬品等を備え、それらを適正管理することを定めております。

第15条は、食事の提供を行う場合において、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならないことを定めております。

第16条は、規則で定める事項に関する運営規定を定めることを規定しております。

第17条は、職員、財産、収支等についての帳簿を整備することを定めております。

第18条第1項及び2項は、職員が業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密について漏らしてはならないこと、及び職員であった者が漏らすことのないよう必要な措置を講ずることを定めております。

恐れ入りますが、7ページを御覧ください。第19条は、苦情を受け付けるための窓口を設置すること、第2項は市から指導、助言を受けた場合は、その指導・助言に従って必要な改善を行わなければならないことを定めております。

第2章の乳児等通園支援事業第20条第1項から3項は、乳児等通園支援事業が、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業に区分されることを定めております。

第21条から24条は、一般型乳児等通園支援事業に係るものでございまして、第21条は、利用乳幼児に応じた設備を設けることのほか、規則で定める基準を満たすことを定めております。

恐れ入りますが、8ページを御覧ください。第22条は、事業の質の確保と安全性の担保のため、研修を修了した者を置かななければならないことを定めております。

第23条は、事業の特性に留意しながら、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供することを定めております。

第24条は、支援内容等について、保護者の理解及び協力を得るために保護者と密接な連絡を取ることを定めております。

第25条及び26条は、余裕活用型乳児等通園支援事業に係るものでございまして、第25条は、事業所の設備及び職員の基準は第1号から4号に掲げる施設等に応じた条例で定めるところによることを規定しております。

恐れ入りますが、9ページを御覧ください。第26条は、一般型乳児等通園支援事業に係る第23条及び24条の規定について、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用することを定めております。

第3章の雑則第27条は、書面で行う記録等について、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めております。

最後に付則でございしますが、本条例の施行期日を令和7年12月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。前川委員。

○前川浩子委員 御説明ありがとうございます。これは今まで都事業であった多様な他者

との関わりの機会の創出事業が今度、市町村のほうに来るというお話でよろしいのかというのを確認させてください。

それで、これ、国の通達等を読んでいると非常に幅が広くて、最初に、6か月から3歳未満という幅で果たしてどのような課題があるのかというのを、何かお考えであれば教えていただきたいです。一般型と余裕型というのがあるというんですけれども、府中市の幼稚園または保育園、保育所において、一般型、余裕型、それぞれを受け入れるだろうと予測されるところがあるのかどうか。特に保育所、保育園に関しては、定員がかなりばんばんなので、幼稚園のほうに振られるのかなとも思いつつおりますので、その予測がある程度立っているのかというのと、あと職員の配置を一般型、余裕型、余裕型はしなくてもいいようなことを国の資料を読むと書いてあるんですけど、それでやっていけるのかどうかというのをどうお考えになっているのかというのをまずお聞かせください。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、都の多様な他者との関わりの機会の創出事業が、今回挙げさせていただきました乳児等通園支援事業に代わるのかというところでございますが、都の多様な他者との関わりの機会の創出事業は令和8年度以降も継続する予定でございまして、都のほう国の上乗せのような形になっておりまして、国のこの制度の賄い切れない、利用時間の上限等がありますが、そこを超えた場合に都の制度を活用して運用していく予定でございます。

続きまして、対象がゼロ歳6か月から3歳未満というところでの課題についてでございますが、現在多様な他者との関わり機会の創出事業につきましては、幼稚園のほうで行っておりますが、いわゆる乳児の受入れについては、幼稚園のほうでは対応を今まで行ってないところもございますので、職員については保育職を配置することとなっておりますが、なかなか慣れない機会がございますので、受入れ年齢をどのように設定するかというところは、幼稚園のほうで一部決めてもらうところがございますが、なるべく受け入れるよう協議しながら進めていきたいと考えております。

続きまして、一般型と余裕活用型についてでございますが、幼稚園のほうにつきましては一般型で運用することを考えておりまして、一般型につきましては、幼稚園の定員外に新たに定員を設けて実施するものとなっております。保育園側のほうが、今後この制度を利用する場合につきましては、現在保育園の定員のほうが余裕がないところから、余裕活用型のほうで事業を進めていくよう考えております。余裕活用型につきましては、保育園の利用定員に満たなかったときの空いている定員をこの事業を活用することを考えておりますので、職員においては定員どおりの職員の基準配置がされておりますので、保育園のほうは新たに職員を増員することなく対応できるものと考えておりますが、幼稚園のほうについては、乳児等を受け入れる場合によっては、保育職の方がいなければ新たな雇用が必要になってくるものと考えております。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 いろいろありがとうございます。現在行われている多様な他者との関わりの機会の創出事業を拝見しておりますと、2歳ぐらいのお子さんを何人かお見受けしているんですが、これが6か月になると幼稚園での受入れは困難だなと思ひまして、例えば幼稚園で保育士を新たに雇い入れるときに、これは何らかの補助がどこからか出ることなのかということをお聞かせください。

それで、府中市のこの条例と国の通達と照らし合わせて読んでおりますんですけども、本当に幅広く求められている事業だと思ひまして、府中市の場合、保育所、保育園はかなり定員ぎりぎりなので、余裕型をやるに当たって、今月空いたからすぐに余裕型に取り組めるというものではないと思うんです。その辺をどうお考えなのかというのをお聞かせいただきたいのと、この中に訪問というのがあるんですよね。障害児や医療的

ケア児など保育所等で過ごすことや外出することが難しい状態にある子供に対応するため、通園を基本とした上で、当該子供の居宅へ乳児等通園支援事業者を派遣すること、以下、居宅訪問を可能とすると、国が令和7年3月31日に出したものには書いてあるんですけども、訪問事業も府中市は想定しているのかというのと、想定しているとしたらの何らかの補助、または何らかの連携、何らかのサポートが園や保育所に必要になっていくと思うんですけども、その辺をどうお考えなのかというのをお聞かせください。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、順次お答えさせていただきます。

まず、新たに雇用した場合の雇用に係る経費について補助があるかというところでございますが、現状、国のほうからは、それに対しての新たな補助というのは聞いていないところでございます。

続きまして、余裕活用型についてでございますが、定員が空いた場合に、すぐにこの事業に取りかかるかというところでございますが、国のほうからの見解につきましても、ある程度、1年間を通して定員が空くことが想定される場合にこの事業を活用することとなっております。万が一定員が空いていて、この事業を始めて、申込みがあって、定員が満ちたときについては、ほかの施設でこの事業をできるかどうかも含めて協議してくださいということになっておりますので、周りの事業所の状況を見ながら対応していきたいと考えております。

続きまして、居宅訪問についてでございますが、居宅訪問につきましては、医療的ケア児や障害のある児童を想定した場合に訪問ということも考えられるというところでございますが、原則は通園を基本としておりまして、医療的ケア児や障害など特性の場合につきまして、開設が難しいときにこの利用ニーズが生じてくるものと考えております。しかしながら、障害特性が理由の場合につきましては、本事業ではなく、ほかの福祉サービスも検討していただきながら、どの事業を利用するかというのを利用者のほうには検討していただきたいと考えております。また、本事業の趣旨を踏まえますと、通園を原則として事業を進めていきたいとは考えているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 いろいろお聞きしてまいりました。本当に幅の広い事業であって、雇用等のコストも国からは聞いていない。やるんだったらお金は下さいと私は思いますけれども、障害のある方や、特にケアの方等々の入園を受け入れる際には、それなりの体制を幼稚園や保育所、保育園が整えていかなければならないということを少し国のほうにも訴えていっていただきたいとは思いますが。

市内には、障害があって受入れをしていただけないお子さんがいるので、その御家族なんかは結構これに期待しているところがあるので、いろんなことを整理して、一人でも多くの子供の幸せのためにこの事業が進められることを私は望んでおります。国にはお金をちゃんとよこせと言ったほうがよろしゅうございますので、何の補助もなく、こういうすごく幅の広い事業を投げてくるというのは全く国の怠慢だと思いますので、子供たちが健全に安らかに育てられるような国になればなと思ひまして、これに関しては私は賛成でございます。

以上でございます。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございます。この乳児等通園支援事業についてですけども、試行的に先行実施を行った自治体が東京にあるのか教えてください。また、あれば、どのようなお声があるのか教えてください。お願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 こちらの乳児等通園支援事業の先行実施でございますが、都内の実績でお答えさせていただきますと、令和6年度につきましては6区市町村、令

和7年度につきましては7区市町村が先行実施しているところでございます。

こちらの事業を行った上での課題でございますが、試行実施というところで、国のほうのルールがまだ定まっていないところの中での実施というところで、どのような運営をしていくかというところでの御苦労があったとは聞いております。また、どのくらいの保護者からのニーズがあるかというのなかなかつかみづらかったというところを聞いているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 答えありがとうございます。東京都のことで、先ほど前川委員もおっしゃっていましたが、多様な他者との関わりの方の創出事業とハイブリッド方式になると思うんですけども、この多様な他者との関わり創出の事業についてちょっと伺いたいなと思ひまして、この事業を行っている事業者数、府中市でどれくらいあるのか教えてください。お願いします。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 多様な他者につきましては、本年7月から実施しております、市内で7施設行っております、全て幼稚園のほうで実施しているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 ありがとうございます。先行実施した自治体、お声を伺っているところで、利用者の声や職員の声で、事業者募集であったりとか利用者の募集だったりとかそういった状況の準備のお話もされているかなと思うんですけども、府中市独自の基準を設けることで、子供にとってはゆとりのある環境にはなるんですけども、基準があることによって応募等に影響があるかもしれないので、その辺りもちょっと気をつけていただきたいなと思うんですけども、こども家庭庁の出している手引、事業の全体像、事業の実施方法を見ましても、準備段階からいろいろ調整だったりとかが必要になるものであったりとか、結構自治体に委ねられているものが多いので、なかなか御苦労もあるかと思ひますけれども、うまく利用していくことによって保育サービスの拡充というのは進んでいくことだと思いますので、丁寧に進めていただければと思います。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。西の委員。

○西のなほみ委員 ありがとうございます。市でのニーズをどれくらい見込んでいるのかというのを伺ったんですが、先ほどなかなかそれが難しいということで、先行実施している7施設で行っているところでの利用者数を、現状分かるところを教えてください。

それと、この制度については、イメージとしましては、一般型は幼稚園で余裕型が保育園ということなんですが、一時保育のサービスとのすみ分けというんでしょうか、使い方とかルールの違いとか、そういったところでの違いを市としてどのように考えていらっしゃるのかというのを伺います。

それから、先ほどの質疑の中で、例えば年齢、この制度は6か月から3歳未満の子供が利用対象となるとしながら、年齢は幼稚園のほうで決めるという御答弁があったんですが、この辺りについては、特に幼稚園が決めるということで進むということなのか、そういったところについて、いま一度お考えを教えてください。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 まず、先行実施した市区町村の利用実績でございますが、延べでお伝えさせていただきますと、まだ令和7年度につきましては人数のほうまで聞き取りができていないんですけども、令和6年度につきましては、延べ利用登録者数でございますと、6市町村合わせて約1,000人弱の利用延べ人数があったというところでござ

ざいます。

続きまして、一時保育との違いというところでございますが、一時預かりにつきましては、趣旨が子供を家庭で見られない場合の保護者を理由とした活用方法になりまして、一時預かりを利用する場合につきましては、各市町村の地域の実情に応じて、この事業を活用するかどうかということが委ねられておりまして、今回の乳児等通園支援事業につきましては、国の給付制度になりまして、子供が家庭を離れて、同じ年代の子供や保育士と関わることによって新たな経験を積むというところで趣旨の違いがあるというところでございます。

最後に、施設のほうで年齢を決めていいかというところでございますが、今後、この事業を進めるに当たりましては、施設のほうから事業の開始の申請がありますので、その中で市のほうで協議して、受入れ体制とかそういったものを確認しながら、対象年齢などについても協議していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 ありがとうございます。実施しているところの市区町村の合計の数ということですね。延べなので、どれぐらいの子供たちが使っているのかいまいちよく分からないんですが、一時保育とのすみ分けというところについては、今、3歳未満、ゼロ、1、2歳のお子さんというのは、なかなか保育園のほうでも一時保育を取りにくいと聞いてはいますので、その辺りで、この制度、趣旨が違うわけで、両方実現していくには、現場の保育士を増員しなくちゃいけないとか、根本的に現場のほうにてこ入れをしていかなくちゃいけないと思っています。ですので、どちらの趣旨も実現できるように、例えば一時保育のほうが優先されてしまって、新しいこの制度を使えないということがないような立て組みにしていかなくちゃならないと思いますので、その辺りについては現場の声も聞きながら進めていただきたいと思います。

年齢についても、やはり半年のお子さんからゼロ歳のお子さんを見るというのは、保育士の数が限られている中で、現場に対しての負担がとても大きいと思っていますので、この件についてもぜひ充実をさせていただきながら、もちろん今幼稚園、保育園に通っているお子さんにも影響がないような制度としてつくっていただけたらと思います。この条例については賛成します。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 一つだけ。業務継続計画についての規定がないんですけれども、市立保育園などは当然あるでしょうし、これは東京都の条例かと思うんですが、府中市の条例でも放課後児童健全育成条例などには業務継続計画の規定があるんですけれども、こちらにはないというのは、どういった区別というか、お考えがありますでしょうか。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 業務継続計画についてでございますが、第7条の安全計画の策定等というところで、明確な文言ではうたっていないところでございますが、この条例の7条の趣旨を踏まえて、計画については作成していただきたいということでお願いする予定でございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

○杉村康之委員 理解いたしました。

○松村祐樹委員長 よろしいですか。

○杉村康之委員 条例には賛成をいたします。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第56号議案は可決すべきものと決定いたしました。

2 第57号議案 府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

○松村祐樹委員長 次に、付議事件2、第57号議案 府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 ただいま議題となりました第57号議案 府中市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、子ども医療費助成事業において、対象者の要件の見直しと国が開発した地方公共団体による医療費助成等の情報連携システムを活用した資格確認を導入するほか、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、議案書に基づき説明させていただきます。

システムの2ページをお願いいたします。第2条は用語の定義であり、第4項において、父または母がともに子供を監護している場合には、生計を維持する程度の高い者に監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす旨を規定しておりますが、東京都の制度改正により規定が削除されたため、合わせて削除するものです。また、同規定の削除に伴い、改正前の第5項を第4項に繰り上げております。下段の第5条は助成の範囲を規定しており、法令以外に基づく医療に関する給付を受けることができる場合についても、助成しないよう文言を整理するものです。

システムの3ページをお願いいたします。第7条は医療証に関する規定であり、第2項は、医療費助成を受けるために医療機関に提示するものを規定しており、新たに個人番号カードを追加するとともに、医療機関の指定を特に行っていない実情に合わせて文言を修正するものです。

第8条は助成の方法を規定しており、第7条の改正に合わせて文言を修正するものです。

最後に、付則でございますが、システムの4ページをお願いいたします。第1項として、この条例は令和7年10月1日から施行するものといたします。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行いたします。

まず、第1号は第7条第2項及び第8条第1項の改正規定で、「市長が指定した病院」を「病院」に、「指定医療機関等」を「病院等」に改めるもの及び準備行為を定めた第2項につきましては公布の日より施行いたします。

第2号は、第7条第2項の医療費助成を受けるために診療の際に示すものに個人番号カードを追加する規定について定めており、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日より施行いたします。

最後に第2項ですが、準備行為として、この条例により新たに対象となる者は、施行日前においても、同条例の規定の例により、医療証の交付に必要な手続を行うことができることを規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。西の委員。

○西のなおみ委員 まず、今回の条例の中でいうと7条2のところでしょうか、個人番号カードを使う情報連携システムについて御説明をお願いします。

それから、今回は子供の医療費助成ということで、18歳以下の子供のマイナカードの利用率などが分かれば使用状況を教えていただきたいと思います。

以上、お願いします。

- 松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。
- 小笠原雄作情報戦略課長補佐 今回の改正に伴って、医療連携システムの御質問ということですが、こちらは厚生労働省がパブリックリメディカルハブというところを新たに基盤を構築いたしまして、そこにデータを自治体のほうから公費医療負担助成の情報を登録すると。それと、自治体から登録された情報と各医療機関が連携をして、窓口において医療機関が情報を取得できることによりまして、窓口において従来の医療証を提示しなくても、公費負担医療助成が受けられるという仕組みになっております。
- 以上でございます。
- 松村祐樹委員長 どうぞ。
- 奥野 操子育て応援課長補佐 18歳以下のマイナ保険証の利用率でございますが、すいません、こちらのほうは把握しておりませんので、マイナンバーカードの保有率で回答させていただきたいと思います。府中市のほう、7月末の18歳以下のマイナンバーカードの保有率につきましては11.4%になっております。
- 以上でございます。
- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。
- 西のなおみ委員 まず、パブリックメディカルハブというシステムについてなんですが、今回は子供医療費についてなんですけれども、恐らく既に自立支援医療の関係、障害者のところなどでも導入が検討されているんだと思うんですが、そもそも医療とマイナンバーの連携については、私は非常に問題がある、まだ解決されていないと思っておりますので、そういった意味での情報漏えいであったり、医療費とのひもづけの問題がまだ解消されていないと感じています。そういった中で、さらに進んでいくことについて問題を感じているんですけれども、今回の医療費助成について、医療券については、今回の件があるので発行をやめるとか、今後の発行についての市の考えを教えてください。
- 松村祐樹委員長 意見でいいですか。
- 西のなおみ委員 ごめんなさい。あと、マイナンバーの保有率が11.4%ということでしたかね。まだまだ低いなと思いますので、結局のところは大方の方は医療券を使われるのかなと思いますので、今後の市の考えを教えてください。
- 松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。
- 奥野 操子育て応援課長補佐 マイナンバーカードとPMHの連携につきましては、この利用については、マイナンバーカードをお持ちのこと等々の条件がいろいろございます。ですので、今回PMHと連携した後につきましても、紙の医療証の発行は続けてまいります。
- 以上となります。
- 松村祐樹委員長 はい。
- 関田和馬子ども家庭部次長 先ほどのマイナンバーカードの保有率でございますが、先ほど申し上げた11.4%は、総人口に対しての18歳以下の方が持っている割合ということでしたので、改めまして、18歳以下の方の中でのマイナンバーカードの保有率としては72.9%となっております。
- 以上でございます。
- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。
- 西のなおみ委員 72.9%が保有率。
- 松村祐樹委員長 じゃ、すいません、2回目です。
- 西のなおみ委員 数字がもう一回聞きたい。
- 関田和馬子ども家庭部次長 72.9%でございます。こちらは、18歳以下の方の中でマイナンバーカードを持っている方の割合でございます。
- 以上でございます。
- 松村祐樹委員長 西の委員。
- 西のなおみ委員 ありがとうございます。確かにマイナンバーカードを保険証として使

っている率を私も調べたんですが、はっきりしないんですけども、報道によりますと、今年の1月では7%から8%だったんですが、4月以降増えて、20%近くになっているという情報もございましたが、まだまだ少ないと思いますので、紙の医療証の発行が必要だと思いますので、こちらはお願いしたいと思います。ですが、そもそもやっぱり医療とマイナンバーカードの連携について、ひもづけの問題などありますので、今回の件については反対をいたします。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 私自身、マイナカードを持っていないのでということを前提に、マイナカードもいろいろあるんですけども、今回、これによって市民にはどのようなメリットがあるのかというのをまずお聞かせください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 マイナンバーカードを利用する方での市民のメリットということでお答えをさせていただきます。紙の医療証につきましては、紙の医療証を医療機関に持参されるのを忘れた場合につきましては、一旦そこで立て替えていただいて、後日、窓口のほうで立替払いのお金の償還の手続を進めていただくこととなります。マイナンバーカードで確認ができるということになりますと、医療証の持参忘れというものがなくなりますので、市民の方にとって償還払いの手続が今後なくなるという負担軽減につながるものと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 マイナカードというか、医療証を持っていくのを忘れてもオーケーですよというのが市民にとってのメリット、では、行政にとってどんなメリットがあるのか、またコスト、どれぐらいかかるのかと、これがあるのとないのとでお金の動きがどれぐらいあるのかというのが分かりますでしょうか。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 市にとってのメリットということでございますが、今回、先ほど御説明いたしました償還払いの事務が軽減するということと、また、医療証の資格確認というところで、医療機関等から問合せがございました。こちらの問合せがなくなるということを想定しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 この制度改正によるコストの関係ですけれども、システム改修が258万5,000円で、こちらのほうは全額補助金の対象となっております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 便利になるような、ならないようなという感じが今のところしているんですけども、結局マイナカードを推進していくという国の立場からすると、いろんなものをくっつけてやっていくということなんだろうと思いますが、最後にもう一回確認したいのは、要件が変わったという最初のところですね。生計中心者というのに関して、これが撤廃されたということで、より稼いでいるほうが生計中心者とみなされていたのがなくなるということでよろしいのでしょうかね。それだけ確認させていただきたいです。

以上です。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○関田和馬子ども家庭部次長 ただいまの都の制度の所得制限の撤廃に係るところでございますが、こちら、先ほどから御質問いただいておりますPMHのほうとはちょっと内容が違うものでございまして、別の視点というところで、子ども医療費助成に關しての部分となりますが、こちら、今まで所得の高い方を生計中心者と見ておりましたが、こ

ここでそちらの要件を撤廃することになりまして、今後につきましては、医療証にひもづける口座を父または母どちらの方でも変更することができるようになります。また、医療証を忘れた場合での医療費を立て替えた場合の償還払いの受け取り口座等も、中心者が変わるということで、合わせて変わるような形となります。ただ、こちらの手續につきましては、基本的には、積極的に変更するつもりではございませんけれども、お申出いただいて手續があった場合には変更することができるということになります。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございます。先ほどからお話に上がっておりますPMHの関係で、PMH対応の医療機関、これも国から補助金が出るのかということをお伺いさせてください。

あと、先ほどの質疑で、導入の利点で住民側と自治体側は分かったんですけども、医療機関側、薬局だったりとか医療機関のメリットも教えてください。

あと、この条例改正で情報連携システムというところが重要なところだと思うんですけども、情報連携システムで今後期待されている分野があるのか教えてください。

以上です。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 PMHのほうに情報連携していただく医療機関に対する補助というところでございますが、こちらは国ですとか東京都のほうから補助のメニューが用意されております。東京都のほうで、医師会等について周知をしていると聞いております。

医療機関でのメリットですが、従来は紙の医療証を見て、資格のいろんな番号なんかを手入力していただいたために入力ミスがあって、市のほうに請求があったときに、再度また書類を返すというようなことがございました。情報連携等、システムと連携をしていただくことで、今度、その手入力の部分がなくなりますので、そういった誤入力ですとかというところのやり取りが減るものだと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○関田和馬子ども家庭部次長 3点目のPMHに関して連携していく事業といたしまして、医療助成に係る部分以外につきましては、例えば予防接種ですとか、あと母子保健等の事業の手續、今必要な情報連携というのが考えられております。ただ、国全体として準備が遅れているようでございまして、本市におきましてもまだ実施については未定と伺っております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 お答えありがとうございました。医療機関への補助、国や都が行うということで、周知も大丈夫そうですね。

利点の部分で言いますと、医療機関の手入力だったり、そういったところの事務負担というのはかなり働き方としては非効率な部分があったところが改善されるということではないかなと思います。

あと、情報連携システム、期待される分野、これが今後広がりを見せていくとは思いますが、幅広くカバーできれば、事務負担だったり業務負担とか住民の利便性が増すとは思いますが、こちらのほうはやはり丁寧に丁寧に進めていただくことが、これは現場の声を拾いながらやっていく部分だと思いますので、そういったところも加味していただけるとありがたいです。医療DXの推進の一環として、本当に有効な、捉えているので、今後もこういったことは丁寧に進めていただきたいと思います。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。杉村委員。

- 杉村康之委員 一つは、紙の医療証とマイナカードを使った場合に手数料がかかるとかかからないとかそういう違いがあるかないかということが一つと、もう一つは、医療証を提示する先が、今までは指定医療機関等だったのが、改正後、病院等になっているんですね。その先を見ていくと、以前は市長が指定した病院というのが、改正後、病院になっているんですけど、この違いは何でしょうか。
- 松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。
- 奥野 操子育て応援課長補佐 まず、紙の医療証とマイナンバーカードを使った場合の手数料ということでございますが、こちらは特に手数料の徴収というのは生じない見込みでございます。
- あと、指定医療機関から医療機関に変わったというところでございますが、東京都の制度が始まったときから、医療機関ですとか審査支払い機関等の計画は東京都のほうが一括して行っておりまして、その契約に基づいて市のほうは医療助成を行っております。ですので、その現状に合わせて今回修正をさせていただくというものになります。
- 以上でございます。
- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。
- 杉村康之委員 一つ目は、手数料はないということですけど、手数料以外にも、先ほど手数料などと聞いたので、ほかにも何かあれば、なければいいです。
- 二つ目なんですけど、もうちょっと教えてもらっていいですか。今の説明で分からなかったです。ごめんなさい。
- 松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。
- 奥野 操子育て応援課長補佐 府中市につきましては、東京都の医療費助成が始まる前、昭和48年から乳児に対する医療費助成というものを行っておりました。その際は、医療機関を指定して、その医療機関に対しては助成をするというような立てつけになっていたと思われまして。東京等の制度に移管するタイミングで、都が一括契約していくという流れにはなったんですが、条例のほうが実情に沿っていませんでしたので、今回ここで改正をさせていただくというものになります。先ほど、すいません、手数料等ということでお話いただきましたが、そのほかについても特に負担は生じないものになります。
- 以上でございます。
- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。
- 杉村康之委員 以上で。
- 松村祐樹委員長 よろしいですか。ほかに御発言はございますでしょうか。
- 前川浩子委員 委員長、意見を。
- 松村祐樹委員長 前川委員。
- 前川浩子委員 いろいろお聞かせいただきましたこの制度でございますが、私自身はマイナカードを持っておりませんが、うちの息子たち、30代で子育てしている人たちを見ると、うまく使っているなという感じがすごくするんです。今回の子供医療費のことで本当にうまく使っている、だけじゃなくて、いろんなことでうまく使っているなという感じがするので、それを望む方も多いということなので、これを否定することはできないと私は思っております。と同時に、情報漏えいがやはり恐ろしいので、特に子供のところにはお気をつけていただきたい。病院等々でいろいろな不具合が起きているのを目にするので、その辺もいろんなところと協力しながら、不具合が起こらないようにしていっていただければと思います。この条例に関しては賛成いたします。
- 松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。えもと委員。
- えもとひろあき委員 意見ををお願いします。情報連携システムの活用について条例改正をするということで、医療DXの推進の一環としても有効ですし、事務負担、業務負担、そして住民の利便性、利益に期するものだと思いますので、こちらのほう、賛成させていただきます。
- 松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本案について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村祐樹委員長 挙手多数であります。よって、第57号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 第58号議案 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

○松村祐樹委員長 次に、付議事件3、第58号議案 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 ただいま議題となりました第58号議案 府中市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。本案は、ひとり親家庭等医療費助成事業において、国が開発した地方公共団体による医療費助成等の情報連携システムを活用した資格確認を導入するほか、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、議案書に基づき説明させていただきます。

システムの2ページをお願いいたします。第6条は助成の範囲を規定しており、第3項において、法令以外に基づく医療に関する給付を受けることができる場合についても助成しないよう文言を整理するものです。

第7条は医療費の助成に関する規定であり、助成を受けるために診療等を受ける際に提示するものを規定しており、新たに「個人番号カード」を追加するものです。

最後に、付則でございますが、施行は公布の日から起算して7月を超えない範囲において規則で定める日より施行いたします、ただし、第6条第3項の改正規定については公布の日より施行いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明が終わりました。これより質疑・意見を求めます。西の委員。

○西のなおり委員 これも同様に確認なんですが、今後の紙の医療券、医療証の発行がどのようになるのかを教えてください。

それから、今いろいろ質疑を先ほどの件でお聞きしながら確認を再度したいんですが、不具合があった場合、例えば機械のトラブルもよく見受けられますけれども、マイナンバーカードが有効期限が切れていたとか、そういったときに非常に慌てている場面を見かけるんですが、そういった際の扱いはどのようになるのか教えてください。

情報連携については、今いろいろ議論もあったんですが、マイナンバーカードと医療情報をひもづけというか、本人同意にするというのは、恐らく病院の機械でするんだと思うんですが、そもそものPMHの情報のひもづけについては、本人に確認という作業は一切ないのかということをお聞きしたいと思います。というのは、今回も個人情報、特にひとり親といったようなセンシティブな情報が連携されてしまうというところで、過去には保険証の使い方、アプリの不具合があって、本人の確認がされないままに過去の処方薬の情報が医療機関に送信されたりということがいろいろあったように聞いています。そういったところとはまた別に、さらなるこういった情報がひもづくというところについて、十分国も行政も注意していただかなくちゃいけないんですが、本人としてできる対策はあるんでしょうかということをお聞きしたいと思います。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 紙の医療証の発行についてですが、こちらのほうは継続して発行させていただきます。

不具合があって確認が取れない場合というところでございますが、一応私どもの医療証の情報が医療機関が確認できれば助成はできますので、紙の医療証をもしもお持ちであれば、その場で助成を受けていただけるということになります。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 同意の関係でございますけれども、PMHに関しましては、公費負担医療などの基本利用と考えておりますので、これはいわゆる法令に基づく事務ということで、従来から自治体が行っていた事務をオンライン化したようなものであるということで、基本的には同意自体は不要と考えております。ただ、マイナンバーカードを利用する際の意思確認というのは、医療機関の窓口で機械を通じて求められますので、それについては必要と捉えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 本人としてできる対策。どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 失礼いたしました。情報漏えいの関係でございますが、主にこのPMHをやるに当たしましては、厚生労働省と業務委託契約を締結いたします。また、事業の実施に際しましては、特定個人情報保護評価というのを実施いたしますので、これらの観点から適切に対応されるものと考えておりますが、業務委託の関係につきましては、まだひな形の時点で正式な契約ということはしておりませんが、特定個人情報の扱いにつきまして、機密の保持であったり適正な管理、あと従事者の定めといったようなことが記載されておりますので、こういった内容に基づいて適切に管理されるものと捉えております。

また、PIAの観点でございますけれども、PIAは番号制度に基づきまして、国の行政機関であったり地方公共団体が特定個人情報を利用する際に、当該事務で扱う情報の漏えいであったり、そのほかのリスクといったものを分析しながら適切な措置を講じることが事前に公表する文書のことを言っています。これを取り扱う対象人数に応じて、基礎項目評価であったり重点項目評価といった分類の下に、個人のプライバシーの権利、利益に与える影響の大きさに応じて、いずれかの評価を行うということが義務づけられておりますので、今回このPMHの事業に際しましては、これらの二つの観点から、適切に情報に対しては管理できるものと捉えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおり委員 紙の医療証の発行は継続するということで、お願いします。不具合があった場合とかカードの有効期限が切れていたとかトラブルがあった際は、紙の医療証がなければ10割負担しなくてはいけないのかというところを再度確認をお願いします。

それから、本人ができる対策として、これはマイナポータルなどで自分の使用履歴が確認できるのかというのを確認したいと思います。それで、今のお話だと、行政と国の話なのかな、厚労省の話なのかなと思ったんですが、利用者が自分の情報を管理できるかどうかというところで、マイナポータルを使つての管理が可能なのか。その際に、例えば、支援措置を受けている方がいらっしゃった場合に、その方はどのような扱いになるのか。そもそもがこういった医療の情報連携が使えないのか使えるのかというところを最後、お聞きします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 紙の医療証等で確認が取れなかった場合のお話ですが、まず、保険証の資格確認証ですとかによって保険の加入状況の確認ができなかったということであれば、それと併せて、子供の医療費助成の資格も確認できないということになりますと、一旦10割負担をしていただいて、その後、いろんなところに申請をしてい

ただいて取り戻していただくという形になるかと思います。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○小笠原雄作情報戦略課長補佐 マイナポータルの関係でございますけれども、こちらは現在、マイナンバーカードを使って医療機関で受診をすると、医療情報であったり薬剤情報がマイナポータルで見られるサービスがあると思いますが、それらと同様に、パブリックメディカルハブにつきましても、医療費助成であったり、今後、先ほども答弁でありました予防接種であったり母子保健の分野につきましても、確認できるサービスが提供されると認識しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 支援措置がかかっている方のマイナンバーの取扱いというところでございますが、マイナポータル上で、開示の拒否のフラグを立てることができるかと思います。そういった方については、資格確認書の交付で事務を行っていくということになると思うんですが、そのような内容で支援措置をかけている方々にはお話をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 よろしいですかね。ほかに御発言はございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 いろいろお聞かせいただきまして、先ほどの件とこれと併せて、子供に関するところ、また、ひとり親の家庭に関するところで、これが最大のメリットであろうというのを再度お聞かせいただきたいんです。特にひとり親の方は非常にお忙しいですから、こういうメリットがあるよというのを市民に伝えることができるのかというのと、どのように伝えていくのか、いつから伝えていくのか。例えば届出があるときに、再度お伝えしますよとか、何らかの形で周知していかないと、特にひとり親の方々は忙しくて、全然話は違うんですけど、児童扶養手当の申請もできなかったという方がいたりするんですよね。その辺、周知とどのようにやっていくかをお聞かせ願いたいと思います。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 まず、メリットの部分についてお答えをさせていただきます。こちらのほうは、医療証忘れによる償還払いの事務等の手間が減ると考えております。

周知の仕方ですが、まず、PMHと連携が済んだ際に、連携が済んで、今後はこういうことができるというような周知をしていきたいと考えております。その後、医療証の更新等の時期を見据えまして周知をしていくと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 医療証の更新等というの、これはどう捉えればいいのでしょうか。いつとか、お聞かせください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 ひとり親のほうの医療証につきましては、毎年1月1日から新しい医療証を交付しておりますので、その更新の際ということでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 子供をめぐる様々な制度ってあるんですけども、ひとり親は特にいろんなものがあって、現況届とかも出さなくてははいけない。その際には相談ができるとか、届出を出さなきゃいけないことが非常に多いんですよね。そういうのも活用して何かやっていただけたらいいなと思いますね。マイナカード、マイナカードと言いますが、それを活用するのは保護者の方であるので、そこにいかに情報を届けていくかと

いうことが非常に重要になってくるので、1月1日から更新ですと言うだけではなくて、再度、再々度お伝えしていくことが、多いのは知っているんですけど、やっていっていただくことができるかどうかというのをお聞かせください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○関田和馬子ども家庭部次長 マイナンバーカードを使えるようになった形での医療証の関係でございますけれども、まず、紙の医療証に併せてマイナンバーカードをお持ちの方につきましては、併せて使える形となります。医療機関の窓口において、御自分での承認があった場合には使えるような形となりますので、特にこちらは申請とかという形ではないものでございます。

併せて周知につきましては、先行自治体等、やっているところがございますので、こちらの状況等も参考にさせていただいて、混乱がないようにしっかりと周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 先ほど、先進自治体の周知などお話がありましたけど、どういった形で行っているのかを調査されているのか教えてください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 ホームページ等での周知を行っている聞いております。以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 お答えありがとうございます。府中市としては、ホームページだけで終わるのかどうか教えてください。

○松村祐樹委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

○奥野 操子育て応援課長補佐 そのほかというところで、市の広報ですとか、あと医療証を郵送する際に案内のチラシを入れるですとか、そういったことに努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 ありがとうございます。周知については本当に丁寧にやっていたきたいなと思っておりまして、こういった新しいシステムの活用についてはやはり分からないことで、分からないことをそのまま放置してしまうというのは誤解を生む可能性があるんで、必ず丁寧な周知をよろしくお願いいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。よろしいですか。西の委員。

○西のなおみ委員 細かく御説明ありがとうございます。先ほどの議案と同様に、やはり医療とマイナンバーカードの危険性についてというところで、この条例改正は反対をしたいと思います。

その上で、マイナポータルのお話をいろいろお聞きしたんですけれども、これで自分の情報管理ができていくということを御存じない方が多いと思います。特に支援措置を受けている方はマイナポータルを使えないわけなんですけれども、なぜ使えないのか、そういった危険性についても、よく私も説明する場面があるんですけれども、そういった危険性も含めて、あとは自分の情報管理をするという上でも、マイナポータルというものがどのように使われるのかということも同時に周知していただかないと、やはり漏えいがあったときに自分が気づけないというのは非常に問題があると思いました。ですので、今回については反対しますし、今回のようなひとり親のような情報がひもづくということに対しての危険性については、十分市としても考えていただきまして、留意をお願いしたいと思います。

以上です。

- 松村祐樹委員長 ほかに意見はございますでしょうか。前川委員。
- 前川浩子委員 いろいろお聞かせいただきました。先ほども申し上げましたけれども、私はマイナカードを持っていないという選択をしております。ところが、うちの息子たちを見ていると、うまく使っているという選択をしているんです。この選択を否定することは私はできないと思うので、それと情報の漏えいというのは非常に恐ろしいことですので、これは府中市、そして東京都、国を挙げてやっていっていただかなくてはならないと思います。特にひとり親の方は忙しいということがありますので、いろんな制度をきちんとお伝えしていけるようなことをしていただきたいと思います。郵送にとかおっしゃっていますが、児扶手当の現況届のときにもお知らせするとかができるはずなんです。そういうことをやりつつ、市のほうでは情報をきちんと管理していけるような体制を取っていただきたいと思います。全ては選択なので、選択しているので、マイナカードを使うか使わないかも、それは市民の皆様それぞれのお考えがあると思いますので、それを守っていく、選択の権利というのを守っていくのもその一つだと思いますので、私はこの条例には賛成いたします。
- 松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。
- 御異議がありますので、挙手により採決いたします。
- 本案について賛成の方の挙手を求めます。
- 〔賛成者挙手〕
- 松村祐樹委員長 挙手多数であります。よって、第58号議案は可決すべきものと決定いたしました。